



山形県公報

令和8年6月12日(金)
第711号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……(障がい福祉課) ……602
- 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(同) ……603

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……(村山総合支庁地域健康福祉課) ……604
- 指定介護予防サービス事業者の指定……(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……(同) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……(同) ……605
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……(同) ……同
- 救急病院等の告示……(医療政策課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……(県産米戦略推進課) ……同
- 地域登録検査機関の変更登録……(同) ……608
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同 ……(同) ……609
- 公共測量の実施の通知……(県土整備企画課) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 平成6年4月県告示第340号(建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件)の一部改正……(建設企画課) ……同
- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定……(建築住宅課) ……610

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……同

### 企業局関係

#### 告 示

- 平成6年4月県企業告示第2号(建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件)の一部改正……611

### 公 告

- 指定管理者の募集……(産業技術イノベーション課) ……同
- 同 ……(国際観光・高付加価値創出課) ……612
- 同 ……(県民文化芸術振興課) ……613
- 同 ……(建築住宅課) ……614
- 同 ……(教育委員会) ……617

### 正 誤

# 規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

## 山形県規則第40号

### 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号（表）中 署名 [ ] を

[ ] に改め、同様式（裏）記載上の

留意事項中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記様式第20号（表）中 署名 [ ] を

[ ] に改め、同様式（裏）記載上の

留意事項中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

別記様式第20号の3（表）中

|    |      |       |           |
|----|------|-------|-----------|
| 署名 |      |       |           |
| 署名 | 診察日時 | 年 月 日 | (午前・午後 時) |

を [ ] に改め、同様式（裏）記載上

|  |      |       |           |
|--|------|-------|-----------|
|  | 診察日時 | 年 月 日 | (午前・午後 時) |
|--|------|-------|-----------|

の留意事項中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項から第12項までを2項ずつ繰り上げる。

別記様式第20号の4（表）中 署名 [ ]

を [ ] に改め、同様式（裏）記載上

の留意事項中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第23号（表）中 署名 [ ] を

[ ] に改め、同様式（裏）記載上の

留意事項第2項を削り、同記載上の留意事項第1項を同記載上の留意事項とする。

別記様式第23号の2（表）中

|    |          |                    |
|----|----------|--------------------|
| 署名 |          |                    |
| 署名 | 診察<br>日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |

を

|  |          |                    |
|--|----------|--------------------|
|  |          |                    |
|  | 診察<br>日時 | 年 月 日<br>(午前・午後 時) |

に改め、同様式（裏）記載上

の留意事項中第6項及び第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とする。

別記様式第23号の3（表）中

|    |
|----|
| 署名 |
|----|

を

|  |
|--|
|  |
|--|

に改め、同様式（裏）記載上

の留意事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別記様式第24号中

|    |
|----|
| 署名 |
|----|

を

|  |
|--|
|  |
|--|

に改め、同様式の注書を削る。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第12号、別記様式第20号、別記様式第20号の3、別記様式第20号の4、別記様式第23号から別記様式第23号の3まで及び別記様式第24号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第41号**

**山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）記載上の留意事項中第6項を削り、第7項を第6項とする。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                    | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|------------------------------------------------|---------|------------|
| 株式会社ファーストナース       | 訪問看護ステーションあやめ天童<br>天童市長岡北三丁目2番37号 コーポ長岡A棟202号室 | 訪 問 看 護 | 令和 8. 6. 1 |

### 山形県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                    | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|------------------------------------------------|----------|------------|
| 株式会社ファーストナース         | 訪問看護ステーションあやめ天童<br>天童市長岡北三丁目2番37号 コーポ長岡A棟202号室 | 介護予防訪問看護 | 令和 8. 6. 1 |

### 山形県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| プラウドライフ株式会社        | はなことば天童<br>天童市南小畑三丁目3番20号 | 特定施設入居者生活介護 | 令和 8. 2. 28 |

### 山形県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| さくら薬局株式会社          | さくら薬局 寒河江元町店<br>寒河江市元町一丁目2番8号 | 居宅療養管理指導 | 令和 8. 4. 30 |

**山形県告示第478号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------------|--------------|-------------|
| さくら薬局株式会社            | さくら薬局 寒河江元町店<br>寒河江市元町一丁目2番8号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 令和 8. 4. 30 |

**山形県告示第479号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|---------------------------|-------------|------------|
| 株式会社カイセイ<br>寒河江市中央工業団地178番地  | グループホーム太洋<br>寒河江市船橋町7番10号 | 共同生活援助      | 令和 8. 6. 1 |

**山形県告示第480号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称     | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|---------|------------------|-----------------------------|
| 公立高畠病院  | 東置賜郡高畠町大字高畠386番地 | 令和8年6月28日から<br>令和11年6月27日まで |
| 新庄徳洲会病院 | 新庄市大字鳥越字駒場4623番地 | 令和8年7月13日から<br>令和11年7月12日まで |

**山形県告示481号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内みどり農業協同組合  
代表理事組合長 田村 久義  
酒田市曙町一丁目1番地

- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 本間 光記<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和8年5月28日 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 佐々木 浩希<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |
| 佐々木 盛二<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |
| 遠田 聡<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 児玉 康昭<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 佐藤 俊之<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 佐藤 真司<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 遠藤 学<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 佐藤 哲也<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 和島 功<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |
| 佐藤 広一<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 渡辺 桂<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 小野寺 由一<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 晃喜<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 澁谷 享治<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 佐藤 光昭<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 池田 耕<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |
| 田村 賢治<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 池田 彰<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |
| 土井 翼<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |
| 前田 考裕<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 佐々木 功<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 佐藤 良輔<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 長沢 隆洋<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |
| 成田 幸司<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 小松 祐輔<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 由紀<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 英樹<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 土田 勝則<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 田村 和也<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 坪沼 雪人<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 工藤 武士<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 池田 喜雄<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 柿崎 英明<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 孝<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 雅紀<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 田中 大士<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 義人<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |
| 佐藤 隆紀<br>玄米          | 同 左 |
| 高橋 茂央<br>玄米          | 同 左 |
| 櫻井 廉<br>玄米           | 同 左 |
| 伊藤 一磨<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |
| 伊藤 雅徳<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |
| 岡部 真治<br>もみ、玄米       | 同 左 |
| 齋藤 大地<br>玄米          | 同 左 |
| 佐藤 秀樹<br>玄米          | 同 左 |
| 五十嵐 優丞<br>玄米         | 同 左 |
| 今井 匡仁<br>玄米          | 同 左 |
| 富樫 博明<br>玄米          | 同 左 |

|                    |                |  |
|--------------------|----------------|--|
| 伊藤 奈緒<br>玄米        | 同 左            |  |
| 佐々木 翔太<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左            |  |
|                    | 荘司 淳志<br>もみ、玄米 |  |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 農事組合法人成田農産  
 代表理事 安部 忍  
 長井市成田1470番地
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |                |            | 変更年月日     |
|---------------------------|----------------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後          | 備 考        |           |
| 飯澤 尚史<br>玄米               | 飯澤 尚史<br>玄米、大豆 | 国内産農産物に限る。 | 令和8年5月29日 |
|                           | 遠藤 光<br>玄米、大豆  |            |           |

**山形県告示第482号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
令和8年5月29日  
111
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人成田農産  
代表理事 安部 忍  
長井市成田1470番地
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 飯 澤 尚 史 | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |
| 遠 藤 光   | 玄米、大豆          |            |

**山形県告示第483号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名            | 地区名  | 工事完了年月日   |
|----------------|------|-----------|
| 防災重点農業用ため池整備事業 | 荒沼地区 | 令和7年5月20日 |

**山形県告示第484号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

| 事業名            | 地区名  | 工事完了年月日   |
|----------------|------|-----------|
| 防災重点農業用ため池整備事業 | 中郷地区 | 令和8年2月25日 |

**山形県告示第485号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 公共測量を実施する地域  
最上郡金山町大字中田地内及び東田川郡庄内町大字肝煎地内
- 公共測量を実施する期間  
令和8年6月10日から同年11月13日まで
- 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**山形県告示第486号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 公共測量を実施する地域  
山形市、村山市、天童市、東根市、東村山郡山辺町及び同郡中山町
- 公共測量を実施する期間  
令和8年4月21日から同年12月25日まで
- 作業の種類  
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

**山形県告示第487号**

平成6年4月県告示第340号（建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日以後の競争入札から適用する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉村美栄子

第1項の表及び第2項の表中「8,000万円」を「1億円」に、「3,000万円」を「3,500万円」に、「1億5,000万円」を「1億8,000万円」に、「5,000万円」を「6,000万円」に、「6,000万円」を「7,000万円」に改める。

**山形県告示488号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第1項（第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所  
株式会社山形県建築サポートセンター  
山形市城北町一丁目12番26号
- 2 指定区分  
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第2号の2まで、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域  
山形県内全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の名称及び所在地  
本社 山形市城北町一丁目12番26号  
おきたま事務所 米沢市駅前三丁目5番22号かなつビル2階205号室  
庄内事務所 東田川郡三川町大字横山字袖東16番10号
- 5 指定をした日  
令和8年5月17日

**選挙管理委員会関係**

告 示

**山形県選挙管理委員会告示第40号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,108人  
 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 206,923人  
 県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名    | 3分の1の数  | 選挙区名     | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数 |
|---------|---------|----------|---------|------|--------|
| 山形市     | 66,442人 | 上山市      | 7,926人  | 南陽市  | 8,156人 |
| 米沢市     | 20,955人 | 村山市      | 6,089人  | 東村山郡 | 6,728人 |
| 鶴岡市     | 32,971人 | 長井市・西置賜郡 | 13,859人 | 最上郡  | 9,503人 |
| 酒田市・飽海郡 | 30,342人 | 天童市      | 16,661人 | 東置賜郡 | 9,758人 |
| 新庄市     | 9,060人  | 東根市      | 13,194人 | 東田川郡 | 7,364人 |

寒 河 江 市・  
西 村 山 郡

20,562人

尾 花 沢 市・  
北 村 山 郡

5,563人

## 企 業 局 関 係

### 告 示

#### 山形県企業告示第6号

平成6年4月県企業告示第2号（建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日以後の競争入札から適用する。

令和8年6月12日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

第1項の表及び第2項の表中「8,000万円」を「1億円」に、「3,000万円」を「3,500万円」に、「1億5,000万円」を「1億8,000万円」に、「5,000万円」を「6,000万円」に、「6,000万円」を「7,000万円」に改める。

## 公 告

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県産業科学館
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号

#### 2 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県産業労働部産業技術イノベーション課産業科学技術政策担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2368  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業科学館条例施行規則（平成12年12月県規則第131号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4
- 2 指定の期間
- 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課観光振興係 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2372
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和8年7月10日（金）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地
- (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目4番51号
- 2 指定の期間
- 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
- 次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2306

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県郷土館条例施行規則（平成7年9月県規則第71号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県営住宅及び共同施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年6月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

別表のとおり

#### 2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）に基づき、賃貸住宅管理者として国土交通大臣の登録を受け、又は登録を受ける予定であるとともに、同法第12条第1項に規定するところにより業務管理者を配置できること。
- (11) 共同企業体が申請する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員のうち、県内に事務所を有し、又は指定管理の開始までに県内に事務所を有する法人等である場合には、(2)から(10)までの要件を全て満たすこと。
  - ハ ロに掲げる構成員以外の当該共同企業体の構成員が、(1)から(10)までの要件を全て満たすこと。
  - ニ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
  - ホ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県県土整備部建築住宅課 住宅対策担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2649  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和8年7月6日（月）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月30日県規則第43号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

別表

| 名 称        | 所 在 地                  |
|------------|------------------------|
| 県営鈴川第2アパート | 山形市鈴川町三丁目17番及び18番地内    |
| 同 五十鈴アパート  | 同 大野目二丁目2番地内           |
| 同 南山形アパート  | 同 南松原一丁目9番地内           |
| 同 馬見ヶ崎アパート | 同 円応寺町21番地内            |
| 同 桧町アパート   | 同 桧町四丁目12番地内           |
| 同 宮町アパート   | 同 宮町二丁目8番地内            |
| 同 深町アパート   | 同 深町一丁目7番地内            |
| 同 きたまちアパート | 同 桧町三丁目2番地内            |
| 同 あたごアパート  | 同 小白川町五丁目27番地内         |
| 同 東山住宅     | 同 大字十文字6106番地内         |
| 同 十日町アパート  | 同 十日町一丁目7番地内           |
| 同 飯塚住宅     | 同 飯塚町1353番地内           |
| 同 太田町アパート  | 米沢市太田町五丁目1番地内          |
| 同 春日アパート   | 同 春日五丁目2番地内            |
| 同 中田第1アパート | 同 中田町658番地内            |
| 同 中田第2アパート | 同 901番地内               |
| 同 玉の木アパート  | 同 通町八丁目2番地内            |
| 同 成島アパート   | 同 成島町三丁目2番地内           |
| 同 米沢中央アパート | 同 中央七丁目5番地内            |
| 同 相生アパート   | 同 相生町7番地内              |
| 同 城北アパート   | 同 城北二丁目3番地内            |
| 同 美原アパート   | 鶴岡市美原町18番及び19番地内       |
| 同 東部アパート   | 同 朝陽町6番地内              |
| 同 茅原アパート   | 同 北茅原町9番地内             |
| 同 茅原住宅     | 同                      |
| 同 城南アパート   | 同 城南町9番地内              |
| 同 末広アパート   | 同 末広町23番地内             |
| 同 大西町住宅    | 同 大西町21番地内             |
| 同 川南アパート   | 酒田市若宮町二丁目1番地内          |
| 同 川南住宅     | 同                      |
| 同 こがねアパート  | 同 こがね町一丁目21番地内         |
| 同 こがね住宅    | 同                      |
| 同 東泉アパート   | 同 東泉町四丁目15番地内          |
| 同 鳥海アパート   | 同 富士見町三丁目2番地内          |
| 同 新橋アパート   | 同 新橋五丁目5番地内            |
| 同 北新町アパート  | 同 北新町一丁目1番地内           |
| 同 三吉町アパート  | 新庄市金沢1601番及び1612番地内    |
| 同 若葉東アパート  | 同 1281番、1494番及び1496番地内 |
| 同 南寒河江アパート | 寒河江市大字高屋字西浦100番地内      |
| 同 塩水アパート   | 同 寒河江字塩水46番地内          |
| 同 土屋倉アパート  | 上山市美咲町二丁目3番地内          |
| 同 金生アパート   | 同 金生一丁目13番地内           |
| 同 鷺ヶ袋アパート  | 同 旭町二丁目7番地内            |
| 同 長清水アパート  | 同 長清水一丁目10番地内          |
| 同 楯岡アパート   | 村山市楯岡笛田四丁目6番地内         |
| 同 楯岡中町アパート | 同 楯岡中町5番地内             |
| 同 小出アパート   | 長井市台町3番地内              |
| 同 成田アパート   | 同 成田3102番地内            |

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 同 屋城町アパート   | 同 屋城町4番地内             |
| 同 日光アパート    | 天童市北久野本四丁目14番及び17番地内  |
| 同 長岡アパート    | 同 中里一丁目2番地内           |
| 同 交り江アパート   | 同 交り江五丁目10番地内         |
| 同 天童駅西アパート  | 同 駅西二丁目2番地内           |
| 同 天童駅南アパート  | 同 田鶴町四丁目18番地内         |
| 同 天童南部アパート  | 同 南町三丁目18番地内          |
| 同 東根中央アパート  | 東根市中央四丁目3番地内          |
| 同 尾花沢アパート   | 尾花沢市新町一丁目9番地内         |
| 同 関口アパート    | 南陽市宮内352番地内           |
| 同 桜木アパート    | 同 三間通1229番地内          |
| 同 芦沢アパート    | 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084番地内 |
| 同 近江アパート    | 同 近江1番地内              |
| 同 中原アパート    | 同 中山町大字長崎881番地内       |
| 同 長崎アパート    | 同 8035番地内             |
| 同 谷地アパート    | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内   |
| 同 左沢アパート    | 同 大江町大字藤田字藤田原264番地内   |
| 同 大石田アパート   | 北村山郡大石田町大字大石田甲623番地内  |
| 同 あげぼのアパート  | 同 丁277番地内             |
| 同 糠野目アパート   | 東置賜郡高畠町大字福沢525番地内     |
| 同 糠野目第2アパート | 同 福沢南21番地内            |
| 同 大町アパート    | 同 大字高畠字町裏695番地内       |
| 同 舘之北アパート   | 同 川西町大字中小松3017番地内     |
| 同 小国アパート    | 西置賜郡小国町大字兵庫舘三丁目3番地内   |
| 同 白鷹アパート    | 同 白鷹町大字荒砥乙1482番地内     |
| 同 宝前町住宅     | 同 十王5502番地内           |
| 同 あらとアパート   | 同 荒砥乙725番地内           |
| 同 飯豊アパート    | 同 飯豊町大字萩生3893番地内      |
| 同 狩川アパート    | 東田川郡庄内町狩川字山居22番地内     |
| 同 余目アパート    | 同 余目字大塚93番地内          |
| 同 遊佐アパート    | 飽海郡遊佐町遊佐字田子10番地内      |

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和8年6月12日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県朝日少年自然の家
- (2) 所在地 西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生

手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育局生涯教育・学習振興課 青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和8年6月12日（金）から同年7月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤 | 正             |
|------------|-----------|-----|----|---|---------------|
| 令和 8. 5. 1 | 第700号     | 475 | 12 | 同 | 庄内総合支庁地域保健福祉課 |